



国民年金の手続きはお済みですか？

会社を退職したときは、国民年金の届け出が必要ですよ！

20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職したときは、第2号被保険者(厚生年金)から第1号被保険者(国民年金)への変更の届け出が必要となります。

※第3号被保険者(第2被保険者に扶養されている配偶者)であった方についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届け出が必要です

- 手続き** 市役所・年金事務所へ「国民年金被保険者関係届書」を提出 ※郵送での手続きも可
- 手続きに必要なもの** 年金手帳または退職日の分かる書類(離職票、健康保険喪失連絡票等)
- 国民年金の保険料額(定額)** 月額/15,040円(平成25年度)

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- ▶**老齢基礎年金** 平成25年度年金額…786,500円(満額)
 - ★20歳から60歳まで40年間、全期間保険料を納付された方は65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。
 - ★老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納付した期間や保険料の納付を免除された期間などが原則25年(300月)あることが必要です。

- ▶**障害基礎年金** 平成25年度年金額…983,100円(1級) 786,500円(2級)
 - ★国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

- ▶**遺族基礎年金** 平成25年度年金額…1,012,800円(子が1人いる場合)
 - 【基本額/786,500円 + 子1人の加算額/226,300円】
 - ★国民年金に加入中の方が亡くなった時、その方に生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に支給されます。
 - ★子に対する遺族基礎年金の支給は、18歳到達年度の末日まで(障害がある場合は20歳まで)となります。

※障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、初診日または死亡された日の属する月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料を納付しているまたは保険料の納付を免除されていること、もしくは直近1年間に未納がないことが必要です

問い合わせ/南国年金事務所(☎088-864-1111)または市役所市民保険課へ

保険料の免除制度があります！

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。また、退職(失業)による特例免除もあります。

ポイント1 「保険料を一部納付したのと同じ！」

保険料の納付を免除された期間の年金額の計算は、保険料を納付した場合と比較して2分の1となります。

ポイント2 「万が一の際にも確かな保証！」

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

ポイント3 「特例免除は、退職(失業)した方の所得を除外して審査！」

通常であれば、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、特例免除は、退職(失業)した方の所得は審査の対象から除かれます。

- 手続き** 市役所・年金事務所へ「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を提出 ※郵送での手続きも可
- 手続きに必要なもの** ①年金手帳 ②雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

・保険料の納付を免除された期間は、10年以内(たとえば、平成25年9月分は平成35年10月末まで)であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

※保険料の一部が免除された期間については、免除された部分を除く保険料を納付していることが前提です ※追納を希望する場合は、年金事務所に「国民年金保険料追納申込書」を提出していただく必要があります

- ・保険料の納付を免除した期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- ・保険料を追納した期間の年金額の計算は、保険料を納付した場合と同じとなります。



くらしの行政相談所

「年金のことを聞きたい」「公共施設を利用したい」「行政の仕事やサービスで困っていること、分からないことがあれば、総務省の行政相談をご利用ください。」
総務省では毎年10月に「秋の行政相談週間」を設け、各種行事を行っています。
香南市においても、総務大臣の委嘱を受けた行政相談委員

相談

- 日時** 10月28日(月) 10時~15時
- 場所** フジグラン野市 生活館1階 北側入り口
- 行政相談員** 井上 準二 ☎54-4842 山崎 勲 ☎55-1351 松井美予子 ☎55-1401 宗園 良一 ☎55-0492 甲藤喜美子 ☎54-5006
- 問い合わせ** 市役所総務課

労使間トラブルに関する「労働相談」と「あっせん」

高知県労働委員会は、「労働相談」と「あっせん」で、労働条件や雇用をめぐる労使間トラブルの解決をお手伝いしています。
いずれも簡易迅速・無料・秘密厳守で行われますので、気軽にお問い合わせください。
高知県労働委員会事務局 ☎088-821-4645
ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/240101/>

重要文化財安岡家住宅ほか保存修理解体工事見学会

昨年、重要文化財安岡家住宅主屋ほか5棟の保存修理が行われています。現在、主屋の解体工事を行っている最中ですが、重要文化財である安岡家住宅を知ってもらうため、見学会を実施します。
■**日時** 11月30日(土) 10時~15時(午前と午後の2回実施)

その他

- ▶**スローガン** 「健康管理を進める 広げる 職場から」
- ▶**第64回全国労働衛生週間** 「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に毎年実施しています。
9月1日~30日を準備期間、10月1日~7日を本週間として、各職場での安全衛生についての見回りやスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。
- 問い合わせ** 高知労働局健康安全課 ☎088-885-6023

夜須中央公民館 ◆ 催し案内

申込みは夜須中央公民館窓口へ直接または、電話(☎54-2121)で。詳しくはチラシをご覧ください。

★布ぞうり教室

古布を有効活用して「布ぞうり」を作ります♪履けば気持ちいいし、洗えるし、床掃除もできちゃう！そんな「布ぞうり」作りに挑戦してみませんか？



好評につき第2弾！

- 日時** 10月30日(水) 13:00~16:00
- 場所** 夜須中央公民館 2階 大研修室
- 対象** 小学生以上で市内在住、在勤、在学の方 ※小学4年生以下は保護者同伴。10月11日(金)までに定員に達しない場合は市外の方も可
- 定員** 先着15人
- 材料代** 500円(鼻緒・ロープ代)
- 持ち物** はさみ・ものさし・Tシャツ3枚
- 講師** 長尾ゆかり、和田宗子、竹田郁代(いの小町)
- 申込み締切り** 10月25日(金)

★ヨーガセラピー

身体と心を癒し、自律神経を整えます。ストレスに負けない心と身体を養う「心のコントロール法」を行って、自然治癒力、免疫力を高めませんか？

- 日時** ①11月10日(日) マッサージ(頭)+ヨガ ②11月17日(日) マッサージ(首)+ヨガ ③12月8日(日) マッサージ(足)+ヨガ いずれも10:00~11:30
- 場所** 夜須中央公民館 2階 和室
- 対象** 高校生以上で市内在住、在勤、在学の方 ※男性の方も可。10月15日(火)までに定員に達しない場合は市外の方も可
- 定員** 各回15人 ■**講習費** 各回300円
- 持ち物** ヨガマットまたは大判のバスタオル、フェイスタオル、水分、動きやすい服装
- 講師** YUKI(ヨガインストラクター)
- 申込み締切り** ①11月1日(金) ②11月8日(金) ③11月15日(金)

※1回の所要時間は1時間半程度
■**定員** 先着各30人
参加には事前申込みが必要です。申し込みは11月5日(火)からを予定しています。
■**申込み・問い合わせ** 市教育委員会 文化財センター

